

TPPが食品分野に与える影響

～2015年の大筋合意を踏まえた影響分析～

環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉に参加した12カ国は2015年10月5日、交渉が大筋合意に達したことを発表した。TPP交渉は、2006年に発効したニュージーランド、シンガポール、ブルネイ、チリの4カ国間の環太平洋戦略的経済連携協定(P4協定)をもとに開始された。2010年3月から米国、オーストラリア、ペルー、ベトナムが交渉に参加し、最終的にはこれにマレーシア、カナダ、メキシコそして日本を加えて交渉が重ねられた。米国にとっては交渉に参加してから5年半、そして2013年7月に交渉に参加した日本にとっては2年余りに及んだ交渉は、ようやく実質的な妥結を迎えることとなった。

TPP交渉参加国は、現在、個別の条文の精査などの専門的な作業を進めており、2016年2月にも協定本文とその附属書に署名する見通しとされる。世界の国内総生産(GDP)の約4割を占める、人口8億人の巨大な自由貿易圏がその実現に向けた一歩を踏み出した。

本稿では、TPPの意義および食品業界への影響を紹介する。

1. TPPの意義

i. 日米の先進経済圏とアジア新興市場をそれぞれ繋ぐ市場アクセス改善・ルール整備

TPP実現によって日系企業が享受する最も直接的なメリットは、これまで日本との間で自由貿易協定(FTA)・経済連携協定(EPA)(以下、あわせて「FTA」に統一)が無かった国から新規の特恵条件を得ることである。この最たる例が世界最大の経済大国である米国への輸出条件改善であり、他にもカナダ等の大市場へのアクセス改善が挙げられる。

同時に、これまで日本がFTAを締結してきたベトナム等の新興国との間でもTPPによる関税削減で更なる輸出条件改善が得られることになったことに加え、それら日系企業の拠点多い新興国から米国等の先進経済圏への市場アクセスも改善されることとなる。

TPPに包含されるルールの範囲は、これまでの貿易協定に比し、より包括的であることにも注視する必要がある。関税撤廃による貿易の促進に加え、通関手続きの簡素化やビジネス関係者の入国手続きの円滑化など、国境を越えた経済活動を活発化させる諸種のルールがTPPには埋め込まれている。

ii. 巨大自由貿易圏を生み出すTPPは21世紀の通商協定モデルとなる可能性

貿易交渉をめぐる歴史的な文脈において、TPPをその先達と比較しておくことが、TPPの意義を正確に理解するために役立つ。周知のとおり、2001年に開始し、160カ国が参加した世界貿易機関(WTO)の多角的通商交渉(ドーハ・ラウンド)は、先進国と新興国の対立などが原因で長期に渡り停滞し、2015年現在、未だにその妥結の用途は立たずにいる。こうした停滞を受け、全世界的な貿易ルールの形成を目指していた各国がWTOに代わって注目ははじめたのは、二国間または地域で個別にルールの取り決めをおこなうFTAであった。FTA交渉への期待が高まった背景としては、限定された交渉参加国間の議論となることから妥結への道のりがWTOよりも短いことに加え、その国・地域で活動するビジネスの関心にテーラーメイドで応える協定の設計が可能なが挙げられる。

FTA黎明期の1990～2000年代は、FTAへの期待は所謂「貿易自由化」すなわち関税撤廃・削減に偏重してきたが、各国がFTA交渉の経験を重ねるにつれ、企業の関心はより広範なルール分野にも及ぶようになった。すなわち、関税などの物品貿易障壁の削減に留まらず、通関手続きの簡素化や、サービス・投資の自由化と円滑化、さらには規制・制度の国際的調和を含む広範囲な規制・制度環境の整備が政府間交渉に求められてきた。

アジアにおいては、2005～2010年に連続して締結された所謂「ASEAN+1」FTAと呼ばれる、ASEAN10カ国をハブとして「+1」である中国・韓国・日本・インド・オーストラリアおよびニュージーランドがそれぞれASEANとの間でFTAを締結した頃に、各国が二国間・地域のFTA交渉の経験を重ねることとなった。

アジアで各国が次々とFTAを締結することで、次第に交渉の範囲は前述の「交渉分野の広がり」に加え、「地域的な広がり」も見せることとなる。そこで立ち上がったのが、アジア大洋州を広範に連携させるTPP交渉だ。TPP参加国の数は現状では限定的だが、TPPをもとに、アジア大洋州を包括的に対象とする経済協力の枠組みであるアジア太平洋地域協力(APEC)を対象とする統一的なルールを作ることができれば、WTO交渉の停滞を補う大きな成果となり得る。このことからTPPIは、旧来の世界統一のルールづくりを目指した国際レジームであるWTOの代替となる「21世紀型の通商協定のモデル」と目されてきた。

iii. 日本にとって多国間協定推進のための武器となりうるTPP

TPPIは「21世紀の世界経済のルール(オバマ大統領)」となることを目指し、これまでアジアが過去の「ASEAN+1」FTA等で実現してきた協定内容に比べると、交渉当初から貿易・投資の自由化に対する要求水準が高かった。これにはまず、TPPの前身であるP4協定の加盟国(ニュージーランド、シンガポール、ブルネイ、チリ)がそれぞれ産業構造上、高い自由化を可能とする経済圏だったことから、自ずとTPPも高い水準の自由化レベルを目指すことになった経緯がある。これに米国のアジア大洋州に対する野心的なルール形成の思惑が相まって、TPPIは今回合意内容として発表されたような高水準の自由化を約束する協定となった。

TPPの制度設計や個別条文は他の広域FTAの交渉でも参照される可能性が高く、特に日本にとっては、現在進められている3地域での広域FTA、すなわち①日本-EU間のEPA、②東アジア地域包括的経済連携(RCEP)、③日中韓FTA、の各交渉に対し、日本が自国に有利な条件を打ち込んで行くための一つの「武器」を手に入れたという点にも、TPP大筋合意の意義が認められるだろう。

安倍首相と中国の李克強首相、韓国の朴槿恵大統領は11月1日、約3年半ぶりの日中韓首脳会議の場で、日中韓FTAに関し、交渉を加速していくことで一致したと報じられている。日米が主導する「最も高い水準」とされるTPPの大筋合意を背景に、安倍首相が中韓首脳に対し、「包括的で高いレベルのFTA実現」を訴えた結果、共同宣言に交渉を加速する旨が盛り込まれるなど、TPPの大筋合意成立を一つの梃子とした他の通商交渉への波及効果が期待されており、この点にもTPP大筋合意の意義が認められる。

iv. TPPの発効には、日米の国内手続き完了が不可欠

なお、TPPIは、全ての原署名国が国内法上の手続きを完了した旨を書面により通報した日の60日後に効力が生じる。全ての参加国が、署名の日から2年以内に国内手続きを完了した旨を通報しなかった場合には、原署名国のGDPの85%以上を占める少なくとも6カ国が国内手続きを完了すれば、効力が生じる。

TPP交渉参加12カ国のGDPの合計は約3,100兆円*1であり、このうち、米国が約60%、日本が約18%を占めているため、米国および日本の国内手続きが終わらない限りは、TPPIは発効しない仕組みとなっている。

2. 食品分野への影響

まず、「総合的なTPP関連政策大綱」における重要5品目(コメ・麦・肉・乳製品・砂糖類)の代表的な食品輸入について、主に食品流通・加工業へのTPPの影響について述べる。

*1: 内閣官房TPP政府対策本部資料より

次に輸出について、政策目標として掲げる農林水産物・食品輸出1兆円達成*2のために特に拡大が必要な加工食品、水産物、コメ・コメ加工品、牛肉・青果物輸出について、TPPのインパクトを説明する。

最後に食品輸出1兆円達成のための規制・インフラ対応の重要性について考察する。

i. 【輸入】 農産品の調達価格と完成品の輸入価格の同時低下に対応した戦略が求められる

・ 【コメ】 米国・オーストラリアへの新規枠設定により調達コストは低下する可能性あり

TPP交渉において日本の聖域中の聖域とされたコメについては、現行の関税制度は守られた一方、米国、オーストラリアに対して新規輸入枠が設定された(米国:当初5万トン→13年目以降7万トン、オーストラリア:当初0.6万トン→13年目以降0.84万トン)。政府は新規輸入枠での輸入米流入とそれに伴う米価下落の防止策として、輸入増分の国産米買い上げを表明しているが、国別枠によるコメの流通量が増加することで市場価格が低下する可能性がある。

一方、米菓は現行29.8%~34%の関税率が、発効後28.31%~32.3%に削減される。そのため米菓等食品加工業者にとっては調達・加工品共に自社ビジネスに関する関税が低下する可能性があり、今後のコメの価格低下幅が利益に影響する。

表1 コメの輸入

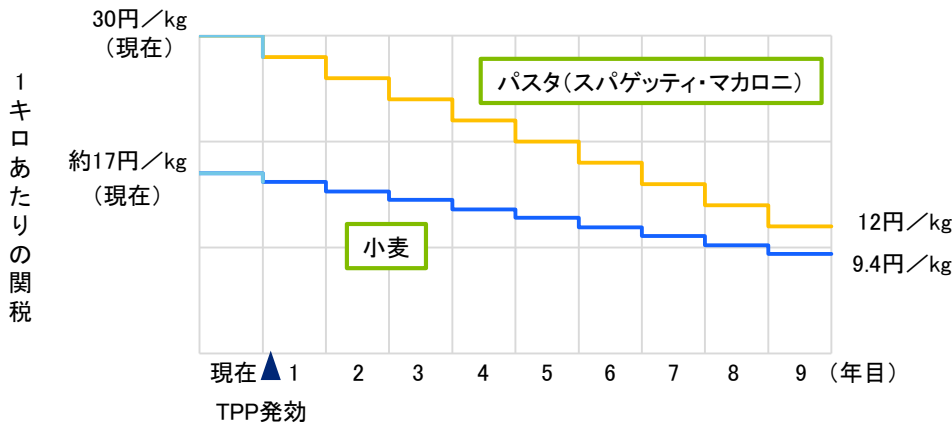
品目名	2014年輸入額	MFNレート	TPP約束内容
コメ	464億円	<ul style="list-style-type: none"> 国家貿易の枠内(77万トン) 無税 枠外341円/kg 	<ul style="list-style-type: none"> 現行制度を維持 米国・オーストラリアを対象に初年度5.6万トンの国別枠を新設(13年目以降7.84万トンに拡大)

・ 【小麦・パスタ】 小麦加工業者は原料価格と製品価格の同時低下への対応が必要

総需要の9割を海外からの輸入が占め、かつTPP参加国(米国、カナダ、オーストラリア)からの輸入比率が100%である小麦は、輸入量を制限するために政府が一時的に輸入する国家貿易を行っている。国家貿易の枠内で、事実上の関税である上限45.2円/kgのマークアップ*3(現行約17円/kg)が徴収されているが、TPP発効後マークアップが9年目までに9.4円/kgに削減されるため、輸入小麦価格が低下し、小麦を原料とする加工業者(製粉業者や製パン・製麺業者等)は調達コストを下げる事ができる。

一方、小麦の加工品であるマカロニ、スパゲッティも現行30円/kgの関税が9年目までに12円/kgに削減される(うどん・そば等は100トンの関税割当のみ)。すなわち日系加工業者にとっては、調達コスト低下というメリットと、輸入品価格低下(競争激化)によるデメリットが同時に発生する。

図1 小麦とパスタ(スパゲッティ・マカロニ)の関税



出所: 農林水産省資料よりDTC作成
脚注: 小麦は国家貿易枠内のマークアップを対象とする

*2: 農林水産省が2013年8月に策定した「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」で掲げた目標
*3: 政府管理経費および国内産小麦の生産振興対策費

現状、マカロニ・パスタはイタリア等TPP非参加国からの輸入が約8割を占めている。しかしTPPが発効した場合、関税の観点で見るとTPP締約国で製造し日本へ輸入するサプライチェーンの方が低価格での製品提供が可能となるため、TPP締約国へ加工地を移転するモチベーションが働く。仮に海外競合企業がTPP締約国経由での日本向け製品供給を開始した場合、日系企業が日本国内生産で価格競争を行うのか、またはグローバル展開を並行し海外での生産・輸入を組み合わせるのか、最適なオプションを検討する必要がある。昨今、大手食品メーカーが現地企業と合併でパスタ製造において価格競争力がある海外にパスタ製造会社を設立する動きがある。今後はこのような海外展開にTPP締約国を組み合わせたサプライチェーンの具体的な検討が始まる。

表2 小麦、スパゲッティ・マカロニの輸入

品目名	2014年輸入額	MFNレート[主なFTAレート]	TPP約束内容
小麦	2,084億円	<ul style="list-style-type: none"> 国家貿易枠内(574万トン)：無税+マークアップ 枠外：55円/kg 	<ul style="list-style-type: none"> マークアップを9年目までに45%削減 米国、カナダ、オーストラリアを対象に19万2,000トンの国別枠を新設(7年目以降25万3,000トンに拡大) 枠外税率は維持
スパゲッティ・マカロニ	174億円	30円/kg [28.91円/kg(日豪FTA)]	<ul style="list-style-type: none"> 9年目までに60%削減

・【牛肉】牛肉の調達コスト低下により、外食産業、食肉加工業に恩恵

2014年の国内供給量の約6割を海外からの輸入(米国22%、オーストラリア32%)が占め、かつTPP参加国からの輸入比率が99%である牛肉の関税は、発効初年度に現行38.5%から27.5%に関税が下がり、その後段階的に削減され16年目には9%となる(ただし輸入急増に対するセーフガードは設定される)。

そのため、国際価格(CIF)508円/kg(冷凍)、683円/kg(冷蔵)と同レベルと考えられるB2~B3ランクの国内産の肉(価格：784~1249円/kg)*4の価格低下の可能性があり、外食産業および食品加工業は調達コストの低下が見込まれる。

表3 牛肉の輸入

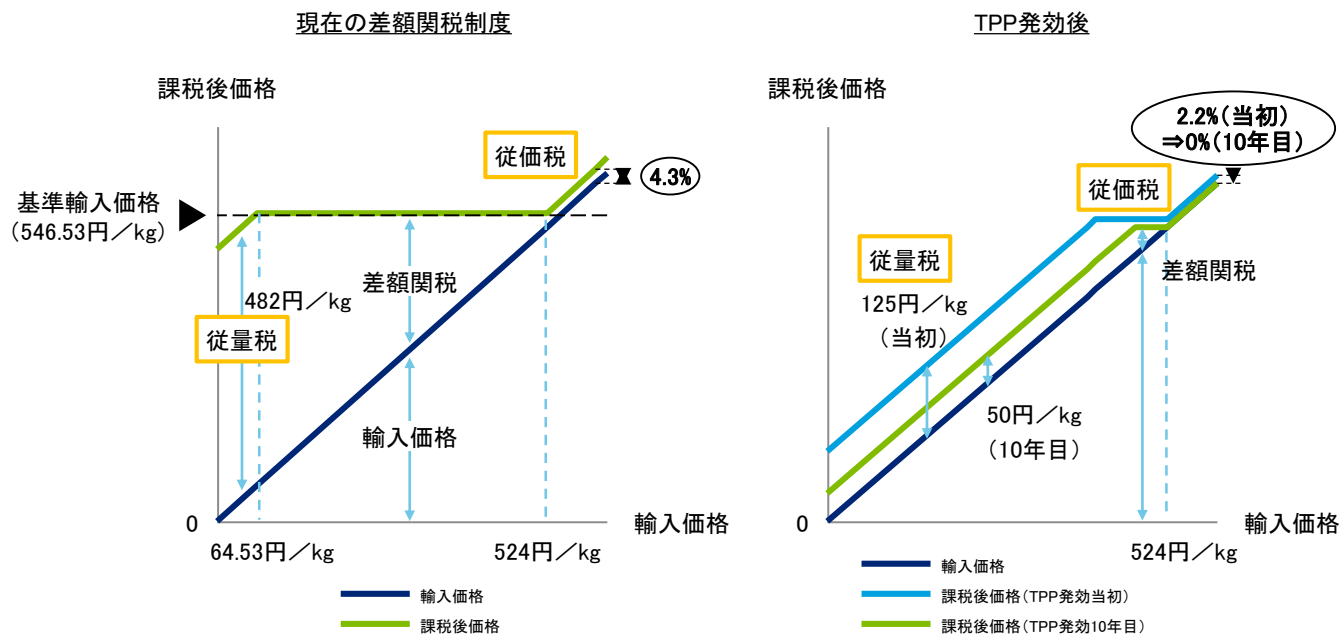
品目名	2014年輸入額	MFNレート[主なFTAレート]	TPP約束内容
牛肉	3,065億円	38.5% [冷蔵：31.5%、冷凍：28.5% (日豪FTA)]	<ul style="list-style-type: none"> 16年目までに9%まで削減 セーフガードの設定

・【豚肉】豚肉は関税削減により、輸入形態が変わる可能性あり

総需要の約半数を海外からの輸入が占め、かつTPP参加国からの輸入比率が約7割の豚肉には、差額関税制度が適用されている。差額関税制度とは、輸入品の価格が低い場合、基準輸入価格に満たない部分を従量税として徴収し、価格が高い場合には低率な従価税を適用する仕組みである。TPP合意内容では、現行の差額関税制度の枠組みは維持されたものの、関税については従量税・従価税共に削減されることになった。図2のとおり、従量税については現行482円/kgが、発効1年目に125円/kgまで下げられ、その後段階的に削減され10年目に50円/kgまで下がる。従価税については発効1年目に2.2%まで下げられた後、10年目に撤廃される(ただし、11年目までの間、輸入急増に対するセーフガードが設定される)。

*4: 独立行政法人農畜産業振興機構(2013年の価格を利用) http://www.alic.go.jp/joho-c/joho05_000073.html

図2 豚肉の差額関税価格



出所：農林水産省資料よりDTC作成

現状、この差額関税制度を利用し、高い部位(ヒレ・ロース等)と安い部位(肩・もも等)を混ぜ、関税が最も下がる524円/kgに近づけて輸入する「コンビネーション輸入」という商習慣があり、輸入者は不要な部位を一般市場に安価で供給している。このように本来の価値よりも安い価格で市場に供給される豚肉を含めて現状のマーケットと価格形成が行われているため、今後関税が下がるなか、コンビネーション輸入をどの時点で行う必要がなくなるのか等、輸入形態について検討が必要である。

表4 豚肉の輸入

品目名	2014年輸入額	MFNレート	TPP約束内容
豚肉	4,564億円	1) 524円/kg < 輸入価格の場合: 4.3% (従価税) 2) 64.53円 ≤ 輸入価格 ≤ 524円/kgの場合: 546.53円/kgと輸入価格の差額 3) 64.53円/kg ≥ 輸入価格の場合: 482円/kg (従量税)	<ul style="list-style-type: none"> 分岐点価格(524円/kg)を維持 10年目までに従量税を50円/kgに削減 10年目までに従価税を撤廃 11年目までの間セーフガードを設定

・【チーズ】直接消費用チーズ・プロセスチーズ共に調達コストが低下

チーズは83%を海外から輸入しており(内TPP参加国で約8割を占める)、国内消費の半分以上を占める輸入直接消費用ナチュラルチーズの関税(現在関税29.8%等)は16年目までに撤廃される(モッツァレラやカマンベールチーズなど一部のチーズを除く)。

また、現状国内消費の24%を占める輸入プロセスチーズ原料用チーズは29.8%の関税がかかるが、実際には国産ナチュラルチーズの購入を条件とする関税割当制度(抱き合わせ制度)を活用し無税で輸入されている。TPP発効後抱き合わせ制度は継続されるが、並行して29.8%の関税が16年目に撤廃されるため、調達コストは低下する(TPP発効当初抱き合わせ制度は関税削減メリットがある。しかしながら、比較的高い国内産チーズと安い輸入チーズの価格差により、数年後には抱き合わせ枠のメリットが無くなり、輸入プロセスチーズの比率が上がるのが想定される)。

表5 チーズの輸入

品目名	2014年輸入額	MFNレート[主なFTAレート]	TPP約束内容
チーズ	1,266億円	<ul style="list-style-type: none"> 29.8%等 プロセスチーズの原料用チーズは国産チーズを利用することを条件に無税(抱き合わせ比率1:2.5) [プロセスチーズおよびシュレツドチーズ原料用チーズ(上限5,000トン)の抱き合わせ比率1:3.5(日豪FTA)]	<ul style="list-style-type: none"> 16年目までに撤廃 一部(モッツアレラ、カマンベール等)は現状維持

・【砂糖】高糖度の精製用原料糖および砂糖調整品での関税削減により調達コストが低下

砂糖は現行の糖価調整制度*5が維持されたが、一部新商品開発用の試験輸入500トンの無税枠(2013年輸入量の0.04%)が設定され、また高糖度(糖度98.5%以上99.3%未満)の精製糖で関税が撤廃(現行21.5円/kg)および調整金が1.5円削減される。

さらに加糖調製品(加糖ココア等)では関税割当を設定され、23.8%~29.8%までの関税が撤廃または削減される。

そのためどの程度高糖度の精製糖および加糖調製品にシフトするか現時点では不明だが、砂糖の調達コストは低下する。

表6 砂糖の輸入

品目名	2014年輸入額	MFNレート	TPP約束内容
砂糖	631億円	<ul style="list-style-type: none"> 無税+調整金上限71.8円/kg(粗糖)、上限103.1円/kg(関税:21.5円/kg+調整金)(精製糖) 	<ul style="list-style-type: none"> 試験輸入用にTPP枠500トン(無税)を新設 高糖度(糖度98.5度以上99.3度未満)の精製用原料糖の関税撤廃、調整金を少額削減

ii. 【輸出】TPP締約国向けの輸出拡大に大きな期待

・【加工食品】ソース混合調味料・醤油・みその関税削減・撤廃で輸出に追い風

ソース混合調味料・醤油・みそ(それぞれ2014年の輸出実績は230億円・52億円・25億円)は、米国で現行3%~6.4%の関税が5年目に撤廃、カナダでは8%~9%の関税が即時撤廃、またベトナムにおいて現行20%~30%の関税が5~6年目に撤廃される。

そのため食品加工業にとって輸出の追い風となる。

しかしながらこれらの製品で輸出実績の大きい米国については、既に輸出よりも現地生産に切り替えている企業も多い。そのため日本国内での製造にこだわる製品にとっての商機拡大と考えられる。

表7 加工食品の輸出における主な関税削減・撤廃

貿易フロー	品目名	2014年輸出額	MFNレート	既存FTAレート	TPP約束内容
日本⇒米国	ソース混合調味料	53億円	6.4%	該当なし	5年目撤廃
日本⇒カナダ		3.7億円	8%または9.5%	該当なし	即時撤廃
日本⇒ベトナム		3.1億円	20%	4.5%	5年目撤廃

*5: 糖価調整制度: 砂糖およびでん粉について、輸入価格と市価の差額を調整金として精製糖企業(輸入)から徴収し、国内の生産者および製造事業者に対し交付金を交付する価格調整制度

貿易フロー	品目名	2014年輸出額	MFNレート	既存FTAレート	TPP約束内容
日本⇒米国	醤油	11億円	3%	該当なし	5年目撤廃
日本⇒NZ		1.2億円	5%	該当なし	5年目撤廃
日本⇒ベトナム		0.43億円	33%	16%	6年目撤廃
日本⇒米国	みそ	6.7億円	6.4%	該当なし	5年目撤廃
日本⇒カナダ		1.2億円	9.5%	該当なし	即時撤廃
日本⇒ベトナム		0.29億円	20%	4.5%	5年目撤廃

・【水産品】ベトナム向け水産品の関税即時撤廃により日系企業のビジネス拡大の可能性

日本の主要輸出品である水産物について、特に水産加工用原料魚の輸出量が多いベトナムのブリ・サバ・サンマの関税（現行11%～15%）が即時撤廃される。これらの原料魚は、日本での価格の低い時期に水揚げされた後に冷凍されて輸出される。その後輸出国にて加工の上、米国や日本、ASEAN各国に輸出されている。TPP発効後は、現在ベトナムへの水産品輸入1位のインドよりも対ベトナムの関税が低くなるため、日本の水産品の価格競争力が向上する。

また、TPPIにより現在9.6%の日本への魚調整品の関税も即時撤廃（さば調整品は6年目、うなぎ・いわし調整品は11年目に撤廃）される。ベトナムに水産加工工場を設立し、日本への再輸入することも視野に入れたサプライチェーンの検討が必要である。

表8 水産品の輸出における主な関税削減・撤廃

貿易フロー	品目名	2014年輸出額	MFNレート	既存FTAレート	TPP約束内容
日本⇒ベトナム	ブリ・サバ・サンマ	18億円	10～15%	11%～15%	即時撤廃

・【コメ】北米・東南アジアの外食産業・高級スーパー向け米の輸出拡大に期待

精米の2014年の輸出額は14億円と多くないが、商業用のコメの輸出拡大も期待できる。TPP発効後、日本からの輸出については、米国の1.4セント/kg、ベトナムの40%の関税が即時撤廃、マレーシアの40%の関税が11年目に撤廃される。日本食だけでなく味や品質にこだわる外食産業や、中間層・富裕層の増加に伴う東南アジアの高級スーパーがターゲットとなるだろう。

世界における日本のコメの需要拡大に合わせ、日系企業が海外に精米会社を設立して現地にあったコメの提供を始めている。このようなコメ関連ビジネスの拡大も考えられる。

表9 コメ(精米)の輸出における主な関税削減・撤廃

貿易フロー	品目名	2014年輸出額	MFNレート	既存FTAレート	TPP約束内容
日本⇒米国	コメ(精米)	0.37億円	1.4cent/kg	該当なし	5年目撤廃
日本⇒マレーシア		0.15億円	40%	40%	11年目撤廃
日本⇒ベトナム		0.02億円	40%	20%	即時撤廃

・【コメ加工品・酒類】米国における関税撤廃、規制変更により酒類業界に追い風

日本酒については米国、カナダ、オーストラリア、メキシコ、チリで即時撤廃（シンガポール、ニュージーランド、ブルネイは現行無税）、その他の国もマレーシアは16年目、ベトナムは3年目、ペルーは6年目に撤廃される。

その他、米国は非関税障壁の撤廃の側面で、容器容量規制の改正と地理的表示の保護に合意した。蒸留酒（焼酎・ウイスキー等）については750ml等の容器容量制限のために米国向け容器を用意する必要があったが、改正され4合瓶（720ml）等でそのまま輸出できる見込みだ。また「日本酒」や「薩摩焼酎」などの地理的表示の保護にも合意したため、米国向け日本酒・蒸留酒のコスト削減、ブランド力強化が見込まれ、酒類業界には輸出拡大へ向けた追い風となる。

表10 コメ加工品・酒類における主な関税撤廃・削減

貿易フロー	品目名	2014年輸出額	MFNレート	既存FTAレート	TPP約束内容
日本⇒米国	清酒	41億円	3cent/ℓ	該当なし	即時撤廃
日本⇒カナダ		2.9億円	2.82～12.95cent/ℓ	該当なし	即時撤廃

・【牛肉】肉類の関税撤廃により付加価値の高い牛肉の輸出拡大に期待

日本からの輸出が急増している牛肉(2014年は41.6%増の81.7億円)の関税はすべての締約国で撤廃される。特に、輸出先第2位の米国は、現行、日本向け低関税枠内(200トン)4.4セント/kg、枠外26.4%の関税を15年目に撤廃される。第7位のベトナム(0.7億円)は15%～31%が3年目に撤廃する。その他、牛肉の年間消費額が約95万トンと市場規模の大きいカナダも現状26.5%の関税を6年目に撤廃する。これらの国々では国内生産量も多いため、現地の国内産牛肉やオーストラリア産の牛肉との差別化をはかることのできる高品質な和牛の輸出拡大が期待される。

表11 牛肉の輸出における主な関税撤廃・削減

貿易フロー	品目名	2014年輸出額	MFNレート	既存FTAレート	TPP約束内容
日本⇒米国	牛肉	12.4億円	<ul style="list-style-type: none"> 日本枠内(200トン): 4.4cent/kg 枠外: 26.4% 	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> 枠内: 即時～10年目撤廃 枠外: 日本向け関税割当3000トン(無税)を新設、(14年目までに6250トンに拡大)、15年目までに関税撤廃
日本⇒ベトナム		0.12億円	14%～30%	10%	3年目撤廃
日本⇒カナダ		0.71億円	<ul style="list-style-type: none"> 枠内: 0% 枠外: 26.5% 	該当なし	6年目撤廃

・【青果物】非関税障壁が輸出拡大の足かせに

青果物で輸出金額が大きいりんご(2014年の輸出金額86億円)については、ベトナムで現行15%の関税が3年目に撤廃される。また、ながいも(2014年の輸出金額24億円)については米国で現行6.4%の関税が5年目に撤廃となる。

ただし、青果物については品目によって検査上の理由で輸出ができない国(米国、オーストラリア、ニュージーランド、ベトナム、メキシコ、チリ、ペルー)があり、関税障壁だけでなく非関税障壁が輸出拡大の足かせとなっている。

TPPの協定文ではSPSの緩和に関するコミットは得られなかった。そのため、青果物の輸出拡大にはTPPの枠外で日本政府が参加国と個別に交渉を進めることが求められる。

表12 青果物の輸出における主な関税撤廃・削減

貿易フロー	品目名	2014年輸出額	MFNレート	既存FTAレート	TPP約束内容
日本⇒ベトナム	りんご	—	15%	7%	3年目撤廃
日本⇒米国	ながいも	8億円	0%～8.3%	該当なし	5年目撤廃
日本⇒メキシコ		※検査上輸出不可	10%または20%	10%または20%	即時撤廃
日本⇒ベトナム		—	10%	3%	即時撤廃

iii. TPPの活用による食品海外輸出拡大には、規制およびインフラ双方への対応が必要

・ 今後5年で食品ビジネスに関連する国内外で新たな法令・規制・基準対応が求められる

政府はTPPでの関税撤廃・削減を機会に「攻め」の農林水産業支援に取り組み、2020年までに農林水産物の輸出額目標1兆円を達成する政策を前倒しにすることを「総合的なTPP関連政策大綱」で明言した。2014年の農林水産物の輸出額は6,117億円であり、言い換えれば今後5年以内に約4,000億円の輸出拡大にコミットしたことになる。

既に海外進出済みの企業にとっては、既存チャネルおよび稼働中アセットの活用と、実績・経験を踏まえ（新規拠点検討を含め）どのようにサプライチェーンを最適化するかが課題となる。

しかし新規に海外進出を図る中小企業および農業生産者にとって課題は山積みだ。人的リソースの確保と同時に、グローバル化・大規模化・企業化（農業生産法人等）による効率的かつ長期的視野に立った経営への転換が求められる。また、外貨調達を含めた多様なファイナンス手段の確立からグローバルマーケティングまでの一連の流れは勿論、通商には不可欠な海外法令・規制対応、さらに通商を有利に進めるための（欧米企業が得意とし日系企業が苦手としている）ルール形成も必要だ。

幸いにして日本には高品質な食品を製造する能力がある。また資本力、既に構築されたインフラ（国内外物流・流通チャネル）、および食品という傷みやすい製品を保存・運送するクール配送などの技術力があり、食品の海外輸出拡大には対応可能だ。またJETROをはじめとした「総合的支援コンソーシアム」によるトレーニング・情報取得も活用できる。

現時点で持たず今後5年というタイムスパンの中で早急に求められるのは、国内外でのルール対応だ。

国内では政府による農林水産業をドラスティックに変える（「守り」の補償と「攻め」の助成を含めた）法令・規制整備が進む。

一方、国外では、TPPが当該国内の法令・規制・基準に適用されていく際に、自社・日系企業にとって有利に（少なくとも不利にならない）なるよう相手国規制当局に働きかける（ルール形成する）ことが求められる。このルール形成を自社単独で行うのは非常に困難であり、業界団体・商工会および政府との協働が必要だ。「攻め」の実現には必要不可欠なことであり、TPP発効前までにスピード感を持って進める必要がある。

・ 地理的表示保護制度(GI)を活用し、地域ブランドの価値を向上

2015年から施行された地理的表示保護制度(GI)は、生産地と結び付いた特性を有する農林水産物等の名称を品質基準と共に登録し、地域の共有財産として保護する制度である。

日本では、地域団体商標に登録されている商品は2014年末までに570件（地域団体商標はすべての商品・サービスが対象）にのぼる一方、地理的表示については、現在13件の申請が公示されているものの、登録されている商品はない。

TPPの合意内容では、GIの導入は義務付けられておらず、保護の透明性および適正手続を求めるのみではあるが、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドでは、商標法の下で証明商標制度により地理的表示を保護、ベトナムでは知的財産法で保護する等の対応をとっている。そのため、少なくともGIを活用できる締約国においては、日本政府お墨付きの高品質な地域のブランド製品としての付加価値が高まり、かつブランドの保護強化になる。

申請主体となる生産・加工業者の団体による積極的な登録、および官民協働によるGIを適用する締結国でのGI徹底の働きかけが期待される。

・ **輸出を支える冷凍倉庫や冷凍物流の必要性が増大する**

和牛や水産品など、冷凍・冷蔵を要する食品の輸出入の拡大が想定されるため、冷凍・冷蔵品の輸出入に必要となる冷凍倉庫や冷凍物流の需要が拡大することが考えられる。すでに、日本郵船では、TPP参加国拡大に伴う低温・冷凍貨物輸送の増加を見込み、低温・冷凍貨物40フィート冷凍コンテナ5,500本の新規調達を決定している。

また冷蔵物流など、輸出先における市場が未成熟な場合、該当する業界の標準や規格が存在しないことも多い。その場合、ターゲット市場において現地での市場が拡大する前に先んじて業界ルールを策定することで国際標準化をリードすることができる。その結果、競争優位性を活かした現地でのシェア拡大や、提携先の品質管理効率化によるコスト削減が期待でき、日系企業輸出拡大に貢献するだろう。

TPPの貿易円滑化規定により、通関手続きが急送便の場合6時間以内で済ませられる環境の整備が進めば、生鮮食品の輸出にもプラスとなる。

・ **農業法人の海外展開には、規制・ファイナンス対応が必要**

日本式農業を海外で実施 (Made by Japan) する農業法人について、既存進出事業規模の拡大やTPP締約国への新規進出のモチベーションが高まる。

日本でも果物・野菜等の輸入関税が下がるため (例: ぶどう (生果) の関税率17% (3月～10月)、7.8% (11月～2月) は発効後即時撤廃) 当然日本への輸出拡大を目指すだろう。しかし他のTPP締約国でも品目により関税は下がる。高品質なMade by Japan食品輸出をグローバルに展開する生産拠点にTPP締約国を選択するメリットは大きい。また自身での域内販売だけでなく、同じく海外進出する日系加工業者と連携した事業展開はリスク低減にもつながり、意思決定のスピードを速める。

しかし当然国内での営農よりもビジネス開始までの苦労は多い。進出形態として、現地契約農家への技術指導・買い取り・販売と、自社農園による運営が考えられる。特に後者の場合、仮にTPPで土地賃貸・取得や事業運営が認められていても、現地法での手続きは困難であり、解釈の違いは日常茶飯事だ。また、そもそも海外でそれもTPPで新しく開けた商流でのファイナンスは、事業者 (事業計画・収支計画の策定) および金融機関 (格付け、担保設定等) 共にコストと時間を要する。日系企業向けに現地当局への手続きやファイナンスに対し、「総合的支援コンソーシアム」をはじめとする専門家によるサポートが求められる。

・ **衛生植物検疫 (SPS) については、TPPによる影響はない見込み**

食品・植物の輸出に際して必要な衛生植物検疫 (SPS) は、基本的な国際法的枠組みであるWTO・SPS協定により各国に委ねられている。TPPも当該SPS協定の内容を踏襲しており、日本の制度変更が必要となる規定は設けられていない。

このため、輸入検疫への影響によって日本の食品の安全が脅かされるというような事態はないと考えられるが、これは翻って他の締約国における衛生植物検疫措置について、たとえそれが貿易制限的な影響を及ぼしているとしても、ただちに改善が促されるような強制規定が設けられていないことを意味する。

しかしながら、中長期的には、規制の同等 (Equivalence) や協力等を通じて、SPS分野でも規制の調和は今後検討が進むことが想定される。

執筆者

デロイトトーマツ コンサルティング 合同会社

執行役員／パートナー レギュラトリストラテジー リーダー 羽生田 慶介

レギュラトリストラテジー マネージャー 明瀬 雅彦

(2015.12.21)

脚注: 上記の役職・内容等は、執筆時点のものとなります。

本文中の意見に関わる部分は私見であり、デロイト トーマツ グループの公式見解ではございません。

本稿はデロイト トーマツ コンシューマービジネスメールマガジン2015年12月号にてご紹介した記事です。同メールマガジンでは、消費財、小売などのコンシューマービジネス業界におけるトピックスを配信します。

デロイト トーマツ グループでは、専門性と総合力を活かしたナレッジや最新情報をWebサイトに掲載し、その情報を「デロイト トーマツ メールマガジン」として無料で皆さまにお届けしています。

ご登録をご希望の方は、デロイト トーマツ グループ Webサイト(下記ご参照)からお申し込みください。

ナレッジ > デロイト トーマツ メールマガジン www.deloitte.com/jp/mm

デロイト トーマツ メールマガジン

検索

配信お申し込み

メールマガジン一覧

- 総合メールマガジン
- 会計・監査メールマガジン
- IFRSメールマガジン
- ファイナンシャルアドバイザーメールマガジン
- コンシューマービジネスメールマガジン
- ライフサイエンス ニュースレター
- テクノロジー・メディア・テレコム メールマガジン
- Discover-
- チャイナ ニュース
- ヒューマン キャピタル ニュースレター Initiative
- 企業戦略・事業戦略 メールマガジン Next-
- リスクインテリジェンス メールマガジン



こちらのQRコードからもお申し込みいただけます



デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社

コンシューマービジネスグループ

〒100-6390 東京都千代田区丸の内2-4-1 丸の内ビルディング

Tel 03-5220-8600 Fax 03-5220-8601

E-mail: DTC_CB@tohmatu.co.jp

www.deloitte.com/jp/dtc

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人およびDT 弁護士 法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,500名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Webサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約220,000名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTLおよびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2015. For information, contact Deloitte Tohmatsu Consulting LLC.

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited